

2024年9月12日 全11頁

IT関連政策から読み解く日本のDX

DFFT 実現の決め手はデジタル技術？

自由なデータ流通における信頼・信用はデジタル技術が鍵となる

経済調査部 研究員 田邊 美穂

[要約]

- DFFT (Data Free Flow with Trust) とは、「信頼性のある自由なデータ流通の促進を目指す」というコンセプトであり、2019年に日本により提唱された。「データは21世紀の石油」と表現される等、データは21世紀の経済成長やイノベーションの基盤となる重要なものである。そのデータを、どのように各国間で流通させたいのかを提示したこのコンセプトは、各国に受け入れられ、現在も実現に向けた議論が進められている。
- DFFTの実現には、データローカライゼーション、規制協力、政府によるデータアクセス、優先分野のデータ共有という4つの大きな課題がある。これらの課題は、国家および公共の安全の維持や自国内の産業保護といった各国のデータ戦略が深く関わるため、一筋縄ではいかない。解決には、DFFTの「T」にあたる「Trust(信用・信頼)」をどのように実現するのが鍵となる。
- データは、物理的な形を持たず、プライバシーやセキュリティ面での厳格な対応が求められる等、従来の取引とは異なる特徴を持つ。そのため、従来の法的枠組み等では対応できない部分の「Trust(信用・信頼)」については、デジタル技術での補完が期待される。DFFTの実現には、デジタル技術がどこまで「Trust(信用・信頼)」に寄与できるかがポイントとなる。また、DFFTにおける「Trust(信用・信頼)」の構築に関する国際的な議論・合意形成の場となるIAP (the Institutional Arrangement for Partnership) の存在は、今後ますます大きなものになるだろう。
- このように具体化に向けて動き出したDFFTにおいて、日本はその提唱国として、リーダーシップを維持・強化するための取り組みを積極的に行っている。これは、国際的なデータガバナンスにおける日本のプレゼンスを高めるほか、各国が重要視するデータ流通の国際ルールに対して、日本企業のニーズを反映させていくことにも繋がる。次回のレポートでは、このDFFTの実現およびIAPの設立に対する日本国内の取り組みや課題について取り上げる。

1. はじめに

「データは 21 世紀の石油」と表現されるように、政府や企業の意味決定におけるデータの利活用の拡大、インターネット上にある膨大な量のデータを学習する生成 AI の台頭等、データは名実ともに 21 世紀の経済成長とイノベーションを支える基盤となっている。それに伴い、企業活動のグローバル化やインターネットを通じた国外へのサービス提供等による、国境を越えたデータ流通も活発化している。その一方で、データの重要性の急速な高まりから、アメリカの CLOUD 法や、EU の GDPR 等¹、各国のデータに関わる法令やデータ流通に対する規制も増加かつ複雑化しており、その対応が企業活動の妨げになっている。

本レポートでは、このような国境を越えたデータ流通における課題を解消するため、日本が提唱している DFFT について、実現に向けた取り組みと課題を取り上げる。

2. DFFT (Data Free Flow with Trust) とは

DFFT (Data Free Flow with Trust : 信頼性のある自由なデータ流通) とは、「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」(太字・下線は筆者) というコンセプトである²。このコンセプトは、2019 年 1 月にスイスで開催された世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)にて日本が提唱したこと³をきっかけに、2019 年 6 月の G20 大阪サミットにて各国の賛同を得て、G20 大阪首脳宣言⁴に盛り込まれた。これ以降、DFFT の実現に向けた議論が、G7 や G20 といった国際会議の場において継続的に行われている(図表 1)。直近の DFFT に関する出来事を見ても、2021 年に G7 ロードマップ⁵、2022 年に G7 アクションプラン⁶、2023 年に G7 ビジョン⁷が承認される等、毎年大きく議論が進展しており、各国がデータ流通を重要視していることが伺える。また、2023 年の G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合では、先述の G7 ビジョンの他にも、DFFT 具体化に向けたパートナーシップのための制度的アレンジメント(the Institutional Arrangement for Partnership、以下 IAP) の設立が承認された⁸。IAP は DFFT の課題解決に向け、マルチステークホルダーが議論を行う

¹ アメリカの CLOUD 法 : Criminal Division U.S. Department of Justice “[CLOUD Act Resources](#)”、EU の GDPR : EUR-Lex “[General Data Protection Regulation](#)” (2016 年 4 月 5 日)

² デジタル庁ウェブサイト、[DFFT](#) より

³ 外務省 “[Speech by Prime Minister Abe at the World Economic Forum Annual Meeting: Toward a New Era of “Hope-Driven Economy”](#)” (仮訳) (2019 年 1 月 23 日)

⁴ 外務省「[G20 大阪首脳宣言](#)」(2019 年 6 月 28 日・29 日)

⁵ 総務省 “[Ministerial Declaration G7 Digital and Technology Ministers’ meeting](#)” (2021 年 4 月 28 日)、そのうち G7 ロードマップに関する記載は、Annex2 “G7 ROADMAP FOR COOPERATION ON DATA FREE FLOW WITH TRUST”

⁶ 総務省 G7 Digital Ministers’ Track Annex 1 “[G7 Action Plan for Promoting Data Free Flow with Trust](#)” (仮訳) (2022 年 5 月 12 日)

⁷ 経済産業省 G7 Digital and Tech Track Annex 1 “[Annex on G7 Vision for Operationalising DFFT and its Priorities](#)” (仮訳) (2023 年 4 月 30 日)

⁸ 経済産業省 “[Ministerial Declaration The G7 Digital and Tech Ministers’ Meeting](#)” (仮訳) (2023 年 4 月 30 日)

場を目指しており、DFFTの実現に向けて大きな一歩を踏み出したと言える。

図表 1 DFFT に関する主な出来事

時期	国際会議	DFFTに関する出来事
2019/1	世界経済フォーラム年次総会（ダボス会議）	日本が「DFFT」を提唱
2019/6	G20大阪サミット	G20大阪首脳宣言に「DFFT」が盛り込まれる
2021/4	G7デジタル・技術大臣会合（議長国：英国）	「信頼性のあるデータ流通に関する協力に向けたG7ロードマップ」の承認
2022/5	G7デジタル大臣会合（議長国：ドイツ）	「信頼性のあるデータ流通の促進のためのG7アクションプラン」の承認
2023/4	G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合	「DFFT具体化のためのG7ビジョン及びそのプライオリティに関する附属書」の承認 「パートナーシップのための制度的アレジメント（IAP）」設立の承認

（出所）デジタル庁ウェブサイト「[DFFT](#)」より大和総研作成

3. DFFT 実現に向けた取り組み

（1） 信頼性のあるデータ流通に関する協力に向けた G7 ロードマップ（2021 年）

2021 年の G7 デジタル・技術大臣会合にて承認された「信頼性のあるデータ流通に関する協力に向けた G7 ロードマップ」では、DFFT の実現に向けて乗り越えるべき課題として、①データローカライゼーション、②規制協力、③政府によるデータへのアクセス（ガバメントアクセス）、④優先分野のデータ共有の 4 つの横断的な分野を挙げている（図表 2）。これらは現在でも継続して検討が進められており、DFFT 実現に向けた重要な課題となっている。

図表 2 DFFT 実現に向けて課題となる 4 つの横断的な分野（G7 ロードマップ）



（出所）[G7 ロードマップ](#)（前掲脚注 5）より大和総研作成

①データローカライゼーション

データローカライゼーションとは、データを国内に留めること等を目的に、国境を越えたデータ流通に関して各国が規制を行うことを指す。これは、自由なデータ流通を目指す DFET とは相反するものと言える。

各国が規制を行う背景には、プライバシーの保護、自国内の産業保護、安全保障の確保、法執行/犯罪操作等のさまざまな理由がある。しかしながら、企業においては、グローバルに事業を展開する上で、各国のデータローカライゼーション規制への対応が求められ、その負担の大きさから、特に中小零細企業への影響が懸念されている。そのため、G7 ロードマップでは、データローカライゼーションがもたらす経済的・社会的影響についての分析と、データローカライゼーションの代替手段の検討を進めるとしている。

②規制協力

国境を越えたデータ流通を行う上で、各国のデータに対する規制アプローチの違いが、政府・企業・個人に不確実性（法的な不確実性を含む）をもたらす可能性がある。そのため、各国が採用する国内規制の実効性を確保する上で、他国の国内規制との整合性を十分に考慮する必要がある。G7 ロードマップでは、G7 のデジタル・技術担当者等が、国境を越えたデータ転送に関する規制アプローチの共通点や、良好な規制慣行、国家間の協力を特定するための作業を推進するとしている。

③政府によるデータアクセス（ガバメントアクセス）

ガバメントアクセスとは、政府機関等が民間部門の保有する個人データに対して強制的にアクセスすることを指す。このような政府によるデータアクセスは、国民の安全を保護するという主権的義務と責任を果たすために不可欠であるという側面がある一方で、プライバシーの侵害や公的機関による産業スパイ行為等の問題を生む可能性がある。このような懸念は、先述のデータローカライゼーションの助長にも繋がる。G7 ロードマップでは、データやプライバシー保護と合法的なアクセスを支える合理的な原則や、国境を越えたアクセスを促進する法的権限と取り決めを維持していく必要があるとしている。これについて、OECD を中心に原則等の整理を行っていくとし、その取り組みを支持するとしている。

④優先分野のデータ共有

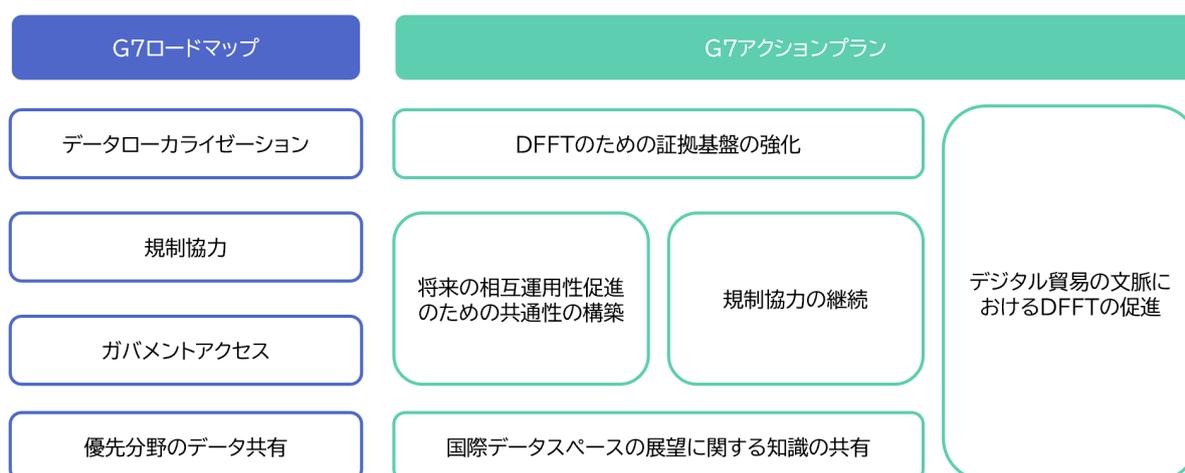
自由なデータ流通の実現において、最初に着手する分野や手法も重要になってくる。これは、ただデータ連携が急がれる分野を特定するだけでなく、初期の成功事例が後続の取り組みに大きな影響を与え、全体的な進展の方向性を決定づける可能性があるためだ。G7 ロードマップでは、特にデータ共有が社会的利益をもたらす可能性が高い優先分野（輸送、ネットゼロ排出目標、イノベーション・科学・研究、教育、自然災害の軽減等）を特定するとしている。また、実

際にデータ流通を実現するにあたり、それを支援または阻害する可能性のある要素（先述までの課題やデータの流通手段、利用可能な技術等）に関する知識とベストプラクティスを共有していくとしている。

（２） 信頼性のあるデータ流通の促進のための G7 アクションプラン（2022 年）

先述の G7 ロードマップの翌年（2022 年）、G7 デジタル大臣会合において「信頼性のあるデータ流通の促進のための G7 アクションプラン」が承認された。G7 ロードマップにより設定された 4 つの横断的な領域にわたる課題に引き続き対処すべく、新たに 5 つのアクションプランが設定されている。ここで、設定された 5 つのアクションプランと G7 ロードマップの 4 つの横断的な領域にわたる課題との関係を整理すると、図表 3 のようになる。

図表 3 G7 ロードマップと G7 アクションプランの関係



（出所）[G7 ロードマップ](#)（前掲脚注 5）、[G7 アクションプラン](#)（前掲脚注 6）より、大和総研作成

① DFFT のための証拠基盤の強化

G7 アクションプランは、DFFT を実現するために課題となる、プライバシー、データ保護、セキュリティ及び知的財産権の保護に関するものを含む規制アプローチ及び施策についての理解を深めることが必要であるとしている。その中の 1 つとして、G7 ロードマップでも挙げられていたデータローカライゼーション措置の影響の分析と、その代替手段の検討に引き続き取り組むとしている。

② 将来の相互運用性促進のための共通性の構築

DFFT を実現するためには、各国のデータ流通に関する規制アプローチを踏まえた上で、信頼性のあるデータ流通を相互に運用していく方法を確立していく必要がある。この相互運用性を促進していくためには、既存の規制アプローチと信頼性のあるデータ流通を可能とする手段の

間にある、共通性、補完性及び収束の要素（4.（2）で後述）を明らかにすることが必要だ。そのため、先述の証拠基盤の強化における既存の規制アプローチに関する理解を深めつつ、信頼性のあるデータ流通を可能とする手段として、標準契約条項⁹や信頼の強化に繋がるデジタル技術の可能性といった、既に一般的になりつつある慣行の更なる分析を行うとしている。また、ガバメントアクセスについても、相互運用を実現していくため、引き続き OECD による合理的な原則等の整理に関する取り組みを支持するとしている。

③ 規制協力の継続

規制協力に関する取り組みは、G7 ロードマップから継続して取り組むとしている。この取り組みには、先述の相互運用性の促進のための議論や、ガバメントアクセスに関する OECD の取り組みも含まれる。さらに、プライバシー強化技術（PETs）、データ仲介者、ウェブ追跡、越境サンドボックス¹⁰といったデジタル技術面からの規制アプローチについても検討していくとしている。

④ 国際データスペースの展望に関する知識の共有

国際データスペース¹¹とは、国や分野を越えてデータを連携するためのルールや仕組みのことを指す。優先分野の知識共有においては、その共有手段としてデータスペースに関する知識交換を促進することで、それを可能とする政策環境を促進していくとしている。

⑤ デジタル貿易の文脈における DFFT の促進

2021 年に採用された G7 デジタル貿易原則¹²において、デジタル貿易の観点から DFFT が取り上げられている。基本的な課題は、データローカライゼーションや規制協力、ガバメントアクセス等、先の G7 ロードマップと共通していることから、世界貿易機関（WTO）とも協調して取り組んでいくとしている。

⁹ 規制当局や業界団体によって作成された、標準化された契約条項を指す。

¹⁰ 各技術の概要は下記の通り。

プライバシー強化技術（PETs）とは、データの匿名化や暗号化技術等、個人情報保護しながらデータを共有する技術の総称。データ仲介者とは、情報銀行やデータ取引市場等、データ提供者と利用者間で、データの取引や共有を仲介する役割。ウェブ追跡とは、ユーザがウェブサイト上でどのような行動を取ったかを追跡・分析する技術。越境サンドボックスとは、異なる国や地域間でデータを安全に共有・利用するための仮想環境を提供する技術。

¹¹ 独立行政法人 情報処理推進機構ウェブサイト、[データスペースの推進](#)

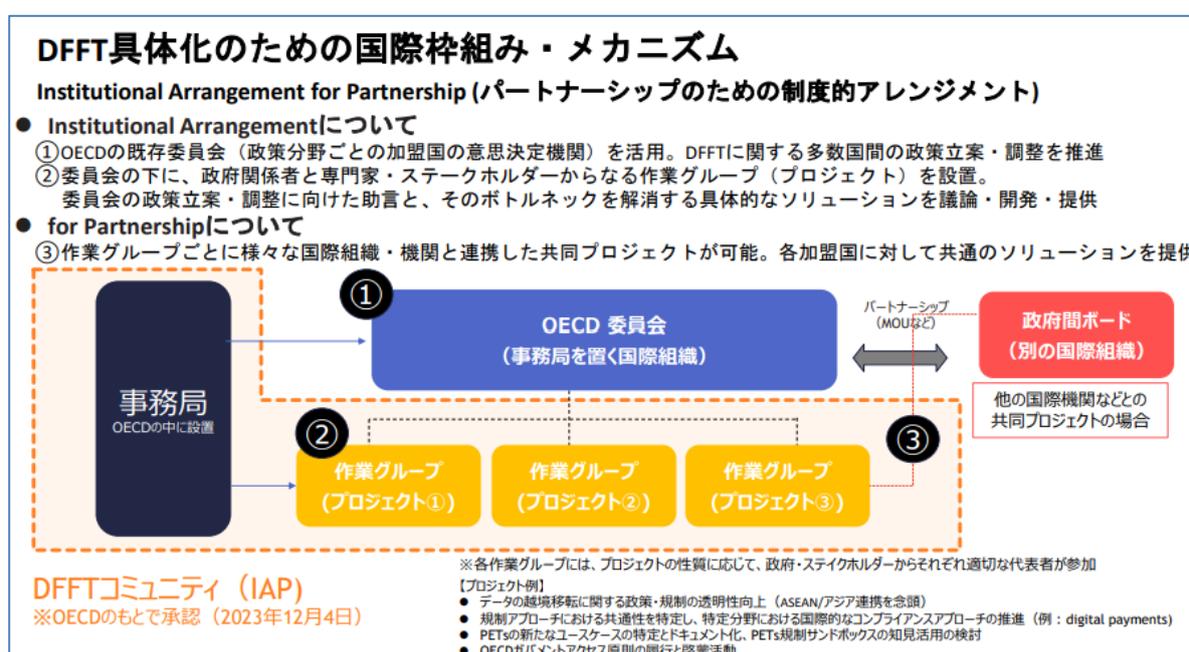
¹² 経済産業省 [“G7 TRADE MINISTERS’ DIGITAL TRADE PRINCIPLES \(ANNEX B\)”](#)（2021 年 10 月 22 日）

(3) DFFT 具体化のための国際枠組み・IAP の設立を容認 (2023 年)

先述のように DFFT 実現に向けた取り組みが進められる中、2023 年の G7 群馬高崎デジタル・技術大臣会合にて、「関連する原則に基づき、課題解決型かつ、証拠に基づく、マルチステークホルダー及び分野横断的な協力を通じ、DFFT を具体化するために、政府やステークホルダーが集い協力する場」(太字・下線は筆者)として、IAP の設立が承認された¹³。今後、OECD の配下に設置され、課題ごとにプロジェクトを作り、課題解決に向けたソリューションを議論・開発・提供を行うことになる(図表 4)。政府やデータ保護当局だけでなく、企業や学界、技術コミュニティ等といったさまざまなステークホルダーが参加することで、実践的かつ実質的な解決策の立案を目指している。

この IAP 設立の承認以降、日本でも DFFT 実現に向けた有意義な提案を行い、リーダーシップを取っていくことを目的に、デジタル庁の主導で国際データガバナンスアドバイザー委員会¹⁴や国際データガバナンス検討会¹⁵を設置し、議論を進めている。また、日本が議長国を務めた 2024 年の OECD 閣僚理事会においても、DFFT の実現のため、IAP を推進していくことで合意している¹⁶。

図表 4 IAP の構成イメージ



(出所) デジタル庁 国民向けサービスグループ 国際戦略「[DFFT に関するこれまでの取組及び本検討会の趣旨について](#)」(2024 年 1 月 30 日)、p. 8

¹³ 前掲脚注 8 の仮訳、項番 13 (p. 3) より

¹⁴ デジタル庁ウェブサイト、[国際データガバナンスアドバイザー委員会](#)

¹⁵ デジタル庁ウェブサイト、[国際データガバナンス検討会](#)

¹⁶ デジタル庁ウェブサイト、[河野デジタル大臣が 2024 年 OECD 閣僚理事会に出席しました](#) (2024 年 5 月 8 日)

4. DFFT の実現に向けた課題

IAP 設立の承認により DFFT の具体化に向けて大きな一歩を踏み出したものの、G7 ロードマップで挙げられた 4 つの横断的な領域にわたる課題は依然として解決せず、優先事項のままとなっている。この優先課題を解決し、DFFT を実現するためには、DFFT の概念にも含まれる「Trust (信用・信頼)」をどのように担保するのが重要になってくる。

(1) データローカライゼーションを防ぐデジタル技術の検討

データローカライゼーションは、各国のデータ戦略が深く関わる分野のため、DFFT 実現においては大きな課題となっている。OECD[2023]¹⁷では、DFFT 実現のための具体的な施策の立案を難しくしている要因の 1 つとして、プライバシーと個人データ、機密情報の保護、知的財産権、デジタルセキュリティと安全性の確保、国家および公共の安全の維持といったデータローカライゼーションによる影響を挙げている。いずれも政策に関する適切な懸念のため、単純な解決は難しい。

DFFT 実現に向けた取り組みとしては、先述のように、各国のデータローカライゼーションに関する政策・規制の調査、それによる影響の分析や代替手段の検討が進められている。さらに、2023 年の G7 デジタル・技術大臣会合閣僚宣言では、デジタルエコシステム全体の信頼性を高めることで、従来の規制強化といった権威主義的アプローチの影響に対抗することを目指すとしている。その手段として、プライバシー強化技術である PETs や国際プライバシーフレームワーク等のデータローカライゼーションの要因である情報の保護に関する信頼性を高めるデジタル技術の検討も進められている。しかしながら、このデジタルエコシステム全体の「Trust (信用・信頼)」をどのような形で実現するのか、またその実現によりデータローカライゼーションによる規制をなくすことができるのか等、課題は多く残される。このような背景から、しばらくはデータローカライゼーションによる規制を加味した上で相互運用を考える、規制協力での対応を検討していく必要があるだろう。そして、長期的にはデジタル技術等を活用した「Trust (信用・信頼)」の確保を検討、実現していくことが求められる。

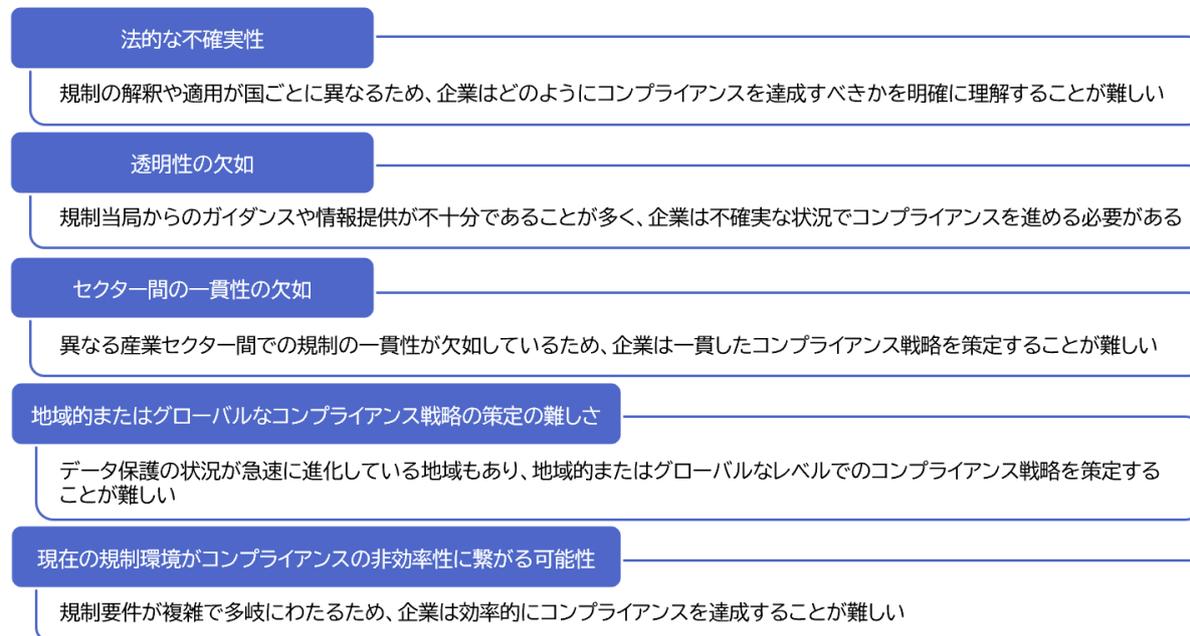
(2) 規制協力の課題解決で期待されるデジタル技術と IAP への期待

データの重要性は年々増しており、データローカライゼーションに関する規制以外にも各国でさまざまな規制が整備されている。こうした規制は、ビジネスにおける海外進出の妨げとなる可能性がある。OECD[2023]では、ビジネスでのデータ流通におけるコンプライアンス課題として、①法的な不確実性、②透明性の欠如、③セクター間の一貫性の欠如、④地域的またはグローバルなコンプライアンス戦略の策定の難しさ、⑤現在の規制環境がコンプライアンスの非効率

¹⁷ OECD[2023], “[Moving forward on data free flow with trust: New evidence and analysis of business experiences](#)”, OECD Digital Economy Papers, No. 353, OECD Publishing, Paris (2023 年 4 月 27 日)

性に繋がる可能性を挙げている（図表 5）。

図表 5 ビジネスの観点から見た各国の規制によるデータ流通の課題



(出所) [OECD \[2023\]](#) より大和総研作成

これらの課題を解決するためには、各国の規制を守った上でのデータ流通であるという「Trust (信用・信頼)」を担保する必要がある。DFFT の実現に向けた取り組みとしては、相互運用性の促進として、既存の規制アプローチとデータ流通を実現する手段・技術との間の共通性（データ流通手段・技術により既存の規制アプローチへの対応を満たすことができる）、補完性（データ流通手段・技術により既存の規制アプローチに完全に対応することはできないが、一部を補完することができる）及び収束の要素（データ流通手段・技術と既存の規制アプローチが互いに歩み寄ることで、将来的に全ての要件を満たすための要素）の構築に取り組んでいる。これには、標準契約条項だけでなく、規制が守られていることが証明できるようなデータの来歴管理やデータセキュリティ等のデジタル技術によるアプローチの検討¹⁸も挙げられていることから、規制及び技術協力の強化として、多くのステークホルダーの多様な視座が必要となる。このことから、IAP の設立により、実現に向けた議論が大きく進展することが期待できる。また、データに関する規制の整備が急速に進められている国や地域もあることから、課題の解決に向けた機動性も求められる。こちらも、IAP の柔軟な対応力が期待される。

¹⁸前掲脚注 10 に挙げているようなデジタル技術等を指す。

(3) 政府によるデータアクセス（ガバメントアクセス）では共通の価値観が鍵に

ガバメントアクセスは、国民の安全を保護するという主権的義務と責任を果たすために不可欠であるという側面がある。その一方で、ガバメントアクセスが無制限に行われることは、そのような国（相手国）とデータ流通を行う国（自国）の立場から見ると、相手国に移転した自国のデータに含まれるプライバシーやその他の人権等が、相手国に侵害される危険に常にさらされることを意味する。このようなガバメントアクセスに「Trust(信用・信頼)」がない状況は、データを国内に留めることを目的としているデータローカライゼーションの助長に繋がる。このことから、ガバメントアクセスにおける「Trust(信用・信頼)」をどのように担保するのが重要となってくる。

先述の OECD の取り組みの成果として採択された「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」¹⁹では、最初にガバメントアクセスに対する共通の価値観を再確認している²⁰。この共通の価値観に基づき、ガバメントアクセスとデータに含まれるプライバシーやその他の人権等への保護措置を相互に補完するための条件を整理した、ガバメントアクセスに関する7つの原則（図表6）を提示することで、ガバメントアクセスに対する「Trust(信用・信頼)」の向上に繋げている。

DFFT においてもこの原則を支持しており、IAP の設立後に取り組むべき喫緊の課題の対応の1つとして、「OECD 宣言に則った国数の拡大を視野に入れた OECD ガバメントアクセス原則の推進と啓蒙活動」を挙げている。

図表6 民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスに関する宣言

法的根拠	法的な根拠(目的・条件・制限・保護措置)に基づいて行われること
正当な目的	法的根拠に基づく正当な目的があること
承認	ガバメントアクセスに対する事前承認の法的枠組みが規定されていること
データの取り扱い	権限を持つ者だけがデータを取り扱うこと
透明性	ガバメントアクセスに関する情報の透明性を提供するメカニズムがあること
監督	ガバメントアクセスが法的枠組みを遵守していることを監督するメカニズムがあること
救済	ガバメントアクセスの法的枠組みの違反を特定し、是正するための救済メカニズムがあること

(出所) [OECD\[2022\]](#) (前掲脚注19) より、大和総研作成

¹⁹ OECD[2022] “[Declaration on Government Access to Personal Data held by Private Sector Entities](#)” (OECD/LEGAL/0487)

²⁰ 前掲脚注19の資料にて、データ流通がグローバル経済に果たす重要な役割を認識した上で、政府が個人データにアクセスする理由、プライバシーや他の人権と自由を保護するための保護措置の重要性、またこの点に関する OECD 加盟国間に存在する共通点を再確認している。

(4) データ共有でも期待されるデジタル技術と IAP への期待

優先分野のデータ共有を促進するためには、そのデータ共有アプローチについて、関係各国との合意を取ることが必要となる。このデータ共有アプローチにおいても、「Trust (信用・信頼)」をどのように担保するかが重要となる。DFFT の取り組みとしては、その実現手段としてデータスペースやデジタル証明書等のデジタル技術面の検討や、データ共有におけるユースケースの整理等が進められている。これには、多くのステークホルダーの多様な視座が必要となるため、規制協力と同様に IAP 設立による効果が期待される。

「Trust (信用・信頼)」をどのように実現するのが重要となる

日本が提唱した DFFT は、データの重要性の高まりから各国に受け入れられたものの、幅広く解釈することが可能な理念のため、具体化に向けては課題が多い。当初から優先課題とされている 4 つの横断的な領域を見ると、DFFT の「T」にあたる「Trust (信用・信頼)」をどのように実現していくのが、DFFT 実現における鍵となる。

また、各課題に対する取り組みを見ると、デジタル技術の検討が多く盛り込まれていることが分かる。データは 21 世紀の石油と表現されるほど、各国の未来において極めて重要な資源でありながら物理的な形を持たないだけでなく、プライバシーやセキュリティへの厳格な対応が求められる等、従来の取引とは異なる特徴を持つ。そのため、従来の法的枠組み等の規則では対応できない部分の「Trust (信用・信頼)」については、デジタル技術で補完できる可能性がある。したがって、DFFT の実現においては、デジタル技術がどこまで「Trust (信用・信頼)」に寄与できるかがポイントとなる。また、そのための国際的な議論・合意形成の場として、IAP の存在は今後ますます大きなものになってくるだろう。

IAP の設立により具体化に動き出した DFFT において、日本は提唱国という立場からリーダーシップを維持・強化する取り組みを当初から積極的に行っている。これは、国際的なデータガバナンスにおける日本のプレゼンスを高めるほか、各国が重要視するデータ流通の国際ルールに対して日本企業のニーズを反映させていくことにも繋がる。次回のレポートでは、この DFFT の実現および IAP の設立に対する日本国内の取り組みや課題について取り上げる。

以上